

○厚生労働省告示第三百五十七号

薬事法（昭和三十五年法律第四百十五号）第二十三条の二第一項の規定に基づき、薬事法第二十三条の二第一項の規定により厚生労働大臣が基準を定めて指定する医療機器（平成十七年厚生労働省告示第百十二号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年九月十七日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

別表五百十五の項中「使用する」を「おいて」に改め、「打ち込み」の下に「又はステープルの打ち込み及び組織の切離」を加える。